

改正 平成19年 6 月 25 日 条例第42号

(設置)

第1条 西東京市における消防の十分な発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため西東京市消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項をつかさどる。

(1) 消防団に関する重要事項について市長の諮問に答え、又は市長に建議すること。

(2) 消防団員の服務及び待遇、消防施設の改善その他消防に関し審議すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 消防署長 1人

(3) 消防団長 1人

(臨時の委員)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、第3条に規定する委員のほかに臨時の委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第5条 第3条第1号に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、その職の在職期間中とする。

3 臨時の委員の任期は、6月以内とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長がこれを招集する。ただし、委員3人以上から会議に付議すべき事件を示して委員会の招集の請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(招集)

第8条 委員長は委員会を招集しようとするときは、各委員に日時、場所及び会議に

付議すべき事件を通知しなければならない。

(議事)

第9条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開くことができない。  
ただし、同一事件につき再度招集しても、なお、半数に達しないときはこの限りでない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は会議録を調製し、会議の次第を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、危機管理室で処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第42号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。